

- 2030年5兆円の目標達成に向けて、官民一体となった取組を更に進めていくため、次期通常国会での輸出促進法など制度の見直しを目指すとともに、輸出重点品目の追加や輸出先国での支援体制の強化など、輸出拡大実行戦略を改訂する。

輸出促進法など制度の見直し

① 品目団体の組織化とその取組の強化

- 多くの輸出先進国では、法律に基づいた品目団体が、業界一丸となった輸出拡大を行っているが、我が国では、事業者・産地の個別プロモーションが多く、オールジャパンでの輸出の取組が不十分
- 輸出促進法を改正し、オールジャパンで市場開拓・マーケット調査等を行う団体を認定する仕組みを創設
- 米、日本酒、青果物等の輸出重点品目について、経済対策等により、組織化を強力に推進（法改正後速やかに10品目以上の認定を目指す）。



② 輸出拡大に必要な設備投資等への支援

- 輸出向け商品の開発や効率的な輸出物流の構築には、多額の設備投資が必要となるが、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない
- 輸出促進法の改正により、長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設
- 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例を措置



③ 輸出手続の円滑化

- 輸出の増加に伴い、輸出手続を迅速に行うための体制整備が求められている
- 輸出促進法を改正し、民間機関が証明書を発行できる仕組みを創設
- 植物検疫に係る輸出検査の一部を第三者機関が実施できる仕組みを創設（植物防疫法の改正）

④ 有機JAS制度の改善

- 海外の有機食品・酒類市場が拡大する中、海外における有機認証の促進が必要
- JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加

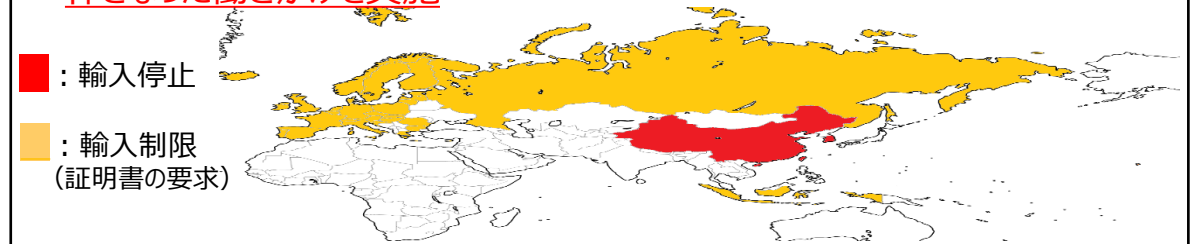


輸出拡大実行戦略の改訂（主な追加内容）

新たな取組を実現するため、制度の見直しのほか、以下の取組を推進する。

① 輸出先国における輸入規制の撤廃

- 放射性物質に係る日本産食品への輸入規制の早期撤廃については、2021年にシンガポール・米国等による規制撤廃やEUによる大幅な規制緩和を実現
- 規制撤廃に向けた国内手続中の英国を含め、規制を維持している14か国・地域における規制の早期撤廃に向けて、あらゆる機会を捉え、政府一体となった働きかけを実施



② 輸出重点品目の追加と輸出産地の育成・展開

- 「柿・柿加工品」を新たに輸出重点品目とし、産地リストに輸出産地・事業者を追加
- 輸出産地リストに掲載された輸出産地224、輸出事業者1,063の計1,287の輸出産地・事業者による輸出事業計画の策定の予定（2021年度中を目途に、このうち輸出産地については、314（＊）の輸出事業計画が策定される予定）＊複数の事業計画を策定する産地があるため。
- マーケットイン輸出に向けた産地・事業者を支援するため、地方農政局等に商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として配置（これまでに9人を配置。今後、18人まで採用する予定。）

③ 輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要なターゲット国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを設立（2023年度までに米国、EU、タイ等の8か国・地域において設立）



3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

(3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

②輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- また、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「J A S 法」という。）を改正し、J A S 規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、J A S 規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める。

(4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し

①輸出促進法等の改正

- J A S 法を改正し、以下の内容を措置することを検討。
 - ・ J A S 規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。
 - ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）が同等性承認の交渉を求めた場合の国の責務を明確化する。
 - ・ 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。

本日の説明資料について



本日、ご説明した内容については、官邸ホームページ

「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第13回（令和3年12月21日開催））」に掲載されています。

URLは次のとおりです。

○5兆円目標に向けた更なる取組の強化について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai13/siryou2.pdf

○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略改訂案（本文）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai13/siryou4.pdf

p14（3（3）②）及びp17（2（4）①））をご覧ください。

（上記資料の掲載元はこちらです。）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai13/gijisidai.html